令和 6 年度税制改正大綱

令和 5 年 12 月 14 日、自由民主党及び公明党から令和 6 年度税制改正大綱が公表されました。今後の国会の審議に注目ですが生命保険料控除や扶養控除等の見直しは令和 7 年度に持ち越しされました。

① 個人所得税課税

定額減税

居住者の所得税額から特別控除の額を控除する。

・特別控除の額とは

本人　3 万円(住民税 1 万円)

同一生計配偶者又は扶養親族 1 人につき 3 万円（住民税 1 万円）

・対象者は

合計所得金額が 1,805 万円（給与収入額のみでは 2,000 万円）以下の居住者

住宅借入金等を有する場合の所得税の特別控除

個人で年齢 40 歳未満であって配偶者を有する者、年齢 40 歳以上であって年齢 40 歳未満の配偶者を有する者又は年齢 19 歳未満の扶養親族等を有する者が認定住宅等の新築若しくは認定住宅等で建築後、使用されたものでないものの取得をして令和 6 年１月１日から同年１２月３１日までの間に居住の用に供した場合の借入限度額を以下のとおりとして本特例の適用ができる。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	5,000 万円
ZEH 水準省エネ住宅	4,500 万円
省エネ基準適合住宅	4,000 万円

支払調書等の電子化

令和 9 年 1 月 1 日以後に提出すべき支払調書等について e-Tax での提出義務の判定基準となる枚数を 100 枚から 30 枚に引き下げる。

② 法人課税

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度

次の措置を講じ、適用期限を３年延長する。

原則：税額控除率を 15%から 10%に引き下げる。

上乗せ措置

・継続雇用者給与等支給額の増加割合に応じて税額控除割合を加算する。

・教育訓練費の増加割合が 10%以上かつ教育訓練費の額が雇用者給与等の支給額の 0.05%以上であるときは税額控除割合に 5%を加算する。

【全法人】

プラチナくるみん・えるぼし認定		＋５％			
教育訓練費増加割合要件		＋５％			
給与等増加割合	３％未満	３％以上	４％以上	５％以上	７％以上
	－	―	+5%	+10%	+15%
原　　則	適用なし	10%			

＊常時使用する従業員の数が 2,000 人を超える法人は「給与等の支給額の引上げの方針、取引先との適切な関係の構築の方針その他の事項」を公表しなければ本措置の適用は受けられません。

【中堅企業】＊新設　常時使用する従業員の数が 2,000 人以下の法人

・教育訓練費の増加割合が 10%以上かつ教育訓練費の額が雇用者給与等の支給額の 0.05%以上であるときは税額控除割合に 5%を加算する。

プラチナくるみん・えるぼし認定	**３段階目**　＋５％		
教育訓練費増加割合要件	＋５％		
給与等増加割合	３％未満	３％以上	４％以上
	－	―	+15%
原　　則	適用なし	10%	

【中小企業】

繰越税額控除制度（５年間）を設ける。ただし繰越税額控除をする事業年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超える場合に限り適用できる。

・教育訓練費の増加割合が５％以上かつ教育訓練費の額が雇用者給与等支給額の 0.05%以上であるときは税額控除割合に 10%を加算する。

プラチナくるみん・えるぼし認定	**２段階目以上**　＋５％		
教育訓練費増加割合要件	+10%		
給与等増加割合	1.5%未満	1.5%以上	2.5%以上
	－	―	+15%
原　　則	適用なし	15%	

くるみん認定:行動計画を策定し、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満

たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣の認定を受けることができます。
えるぼし認定:行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。

戦略分野国内生産促進税制（創設）

産業競争力強化法の改正を前提に青色申告書を提出する法人で同法の改正法の施行の日から令和９年３月３１日までの間に産業競争力強化法による認定適応事業者が、**産業競争力強化商品**（半導体、電動車、鉄鋼、基礎化学品、航空燃料）を生産するための設備の新設又は増設する場合において、その減価償却資産を取得等し国内にある事業の用に供したときは、対象期間の各事業年度において産業競争力強化商品の**販売されたもの数量に応じた金額と取得価額を基礎とした金額のいずれか少ない金額**を税額控除できる。

イノベーションボックス税制（創設）

青色申告書を提出する法人が令和７年４月１日から令和 14 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において居住者又は内国法人に対する特定特許権等の譲渡又は他の者に対する特定特許権等の貸付を行った場合には、次の金額のうちいずれか少ない金額の 30%相当額を損金の額に算入できる。

・特許権譲渡等取引に係る所得の金額に一定割合を乗じた金額
・当期の所得の金額

＊特定特許権等とは令和６年４月１日以後に取得又は制作をした特許権及び人工知能関連技術を活用したプログラムの著作権で一定のもの。

交際費課税

交際費から除外される飲食費の基準を１人あたり１万円以下に引き上げる。

国際課税

国際最低課税額に対する法人税等の見直しに関連して外国税額控除に次の見直しを行う。

・外国における税について国際最低課税額に対する法人税に相当する税等について外国税額控除の対象から除外する。
・自国内最低課税額に係る税について外国税額控除の対象とする。

③資産課税

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税

次の措置を講じ、適用期限を３年延長する。

上乗せ措置の対象となるエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用家屋の要件を引き上げる。（断熱等性能等級５以上かつ一次エネルギー消費量等級６以上）

納税猶予の期限延長

個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について個人事業承継計画の提出期限及び非上場株式等に係る相続税･贈与税の納税猶予の特制度について特例承継計画の提出期限を２年延長する。